

熊谷市農業委員会
第19回総会議事録

令和5年2月28日（火）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第19回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年2月28日（火）午後1時30分
 (2) 閉会の日時 令和5年2月28日（火）午後3時00分
 (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）
 (2) 現在数 47名（農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名）

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 47名
 (2) 欠席数 0名

農業委員

| 議席 | 出欠 | 氏 名 | 議席 | 出欠 | 氏 名 |
|----|----|-------|----|----|-------|
| 1 | 出 | 木村 進 | 11 | 出 | 田中 輝久 |
| 2 | 出 | 森田 豊 | 12 | 出 | 柿沼 憲雄 |
| 3 | 出 | 塚田 修 | 13 | 出 | 笛木 清 |
| 4 | 出 | 大島 正 | 14 | 出 | 栗原 一森 |
| 5 | 出 | 関口 久夫 | 15 | 出 | 大鷲 利夫 |
| 6 | 出 | 木部 富次 | 16 | 出 | 大野 隆一 |
| 7 | 出 | 金井 和夫 | 17 | 出 | 水野 明 |
| 8 | 出 | 神沼 孝治 | 18 | 出 | 腰塚菜穂子 |
| 9 | 出 | 権田 久男 | 19 | 出 | 上山 豊明 |
| 10 | 出 | 夏目 亮一 | | | |

農地利用最適化推進委員

| 議席 | 出欠 | 氏 名 | 議席 | 出欠 | 氏 名 |
|-----|----|--------|-----|----|--------|
| 1 | 出 | 中嶋 儀臣 | 1 5 | 出 | 関口 明男 |
| 2 | 出 | 西田 茂夫 | 1 6 | 出 | 滝田 法明 |
| 3 | 出 | 根岸 勇 | 1 7 | 出 | 吉田 正己 |
| 4 | 出 | 伊藤 由行 | 1 8 | 出 | 岡田 藤寛 |
| 5 | 出 | 野邊 八雄 | 1 9 | 出 | 小崎 信明 |
| 6 | 出 | 福島 清一 | 2 0 | 出 | 戸森 貫一 |
| 7 | 出 | 石井 芳夫 | 2 1 | 出 | 長谷川 隼男 |
| 8 | 出 | 稲村 文男 | 2 2 | 出 | 坂本 三郎 |
| 9 | 出 | 菊地 修一郎 | 2 3 | 出 | 田沼 寛央 |
| 1 0 | 出 | 漆原 秋夫 | 2 4 | 出 | 細田 文男 |
| 1 1 | 出 | 鯨井 章男 | 2 5 | 出 | 森 一男 |
| 1 2 | 出 | 中島 正樹 | 2 6 | 出 | 中川 登美夫 |
| 1 3 | 出 | 奥野 進 | 2 7 | 出 | 林 和弥 |
| 1 4 | 出 | 小澤 好則 | 2 8 | 出 | 吉野 福司 |

4 議 事

(1) 議 案

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について

議案第 5 号 熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する告示について

議案第 6 号 熊谷市における農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の下限面積についてを廃止する公告について

(2) 報 告

報告事項 (1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告事項 (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

報告事項 (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告事項 (4) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について(合意解約)

報告事項 (5) 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定による届出について (2 a 未満の農業用施設)

報告事項 (6) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告事項 (7) 農地改良の届出について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

| | |
|-------|--|
| 事務局次長 | 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第19回総会を開会いたします。 それでは、はじめに木部会長から御挨拶をいただきます。 |
| 会長 | (会長あいさつ) |
| 事務局次長 | ありがとうございました。 以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に会長が議長となる旨が規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。 |
| 議長 | それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしく願います。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。 |
| 事務局次長 | 本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中28名でございます。 |
| 議長 | 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいますでしょうか。 (議長一任の声あり) |
| 議長 | 議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、1番、木村委員、2番、森田委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の変更申請について 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について 議案第5号 熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する告示について 議案第6号 熊谷市における農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の下限面積についてを廃止する公告 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>について</p> <p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p> <p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>申請件数につきましては全部で6件となっております、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。</p> <p>全案件とも譲受人の経営するすべての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われます。</p> <p>また、農地法3条第2項の各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>なお、議案番号3について追加説明をさせていただきます。</p> <p>備考欄に記載しております譲受人については議案第4号で審議いただきます経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の議案番号834と835をもちまして、令和5年3月1日付けで2446㎡の使用貸借権を得る計画となっております。</p> <p>それに伴いまして農地法第3条許可申請の下限面積要件を満たすこととなります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p> |
| 事務局 | <p>特にございませぬ。</p> |
| 議長 | <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可</p> |

| | |
|----|---|
| 議長 | <p>のような指導をしていたのかとの質問を頂いております。</p> <p>議案番号12番、○○○○○ですが、事業者には指導しませんが、令和○年○月に土地の所有者の方から相談を頂き、太陽光の事業者と土地所有者の間でトラブルが起きているとの報告がありました。</p> <p>議案番号13番、○○○○○○○○○ですが、令和○年に許可が出まして令和○年○月に工事が完了しているか確認をしたところ、太陽光の資材が輸入品で納期が遅れているので工事が終わっていない、との説明をいただいております。以上となります。</p> <p>ただいま事務局から議案番号12及び13については条件を付して許可相当とすることが妥当との説明がありましたので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号12及び13について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> |
| 議長 | <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号における議案番号12及び13について、本案を許可を受けた後、遅滞なく申請に係る用途に供することが確認できた後に許可されたいという条件を付して、許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 多数 ）</p> |
| 議長 | <p>挙手多数です。よって、本案については、許可を受けた後、遅滞なく申請に係る用途に供することが確認できた後に許可されたいという条件を付して、許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号における議案番号12及び13以外の案件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> |
| 議長 | <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第2号における議案番号12及び13以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については資材置き場の1件となります。</p> <p>目的は資材置場、一時転用の工事の期間の延長です。変更理由については記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程、よろしくお願いします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p> |
| 事務局 | <p>特にございませぬ。</p> |
| 議長 | <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> |
| 議長 | <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> |
| 議長 | <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。</p> <p>申請件数は79件、137筆、151,918.10平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議長 | <p>今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 以上御審議の程、よろしくお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>特にございませぬ。</p> |
| 議長 | <p>本案について、議事参与の制限に係る案件がありますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号833については、借受人が私、木部となっておりますので、議事参与制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を夏目職務代理に代わっていただき先に審議をお願いします。</p> <p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を夏目職務代理に代わる)</p> |
| 夏目職務代理 | <p>議案番号833について、会長に代わりまして議事を進行させていただきます。</p> <p>それでは、議案番号833について、質疑、意見を求めます。質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 夏目職務代理 | <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号における議案番号833について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> |
| 夏目職務代理 | <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。</p> <p>(木部会長 入室)</p> |
| 議長 | <p>続きまして、議案番号842から846については、借受人が、〇〇委員となっておりますので、議事参与制限により一時退席をお願いします。</p> |

| | |
|-----|---|
| 議長 | <p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号における議案番号842から846について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>○○委員は入室してください。</p> <p>(○○委員 入室)</p> |
| 議長 | <p>続きまして、ただいま審議いたしました議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>特に質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。</p> <p>議案第4号における議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> |
| 議長 | <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する告示についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第5号、熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する告示について御説明いたします。</p> <p>第5条の第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>の後に次の一号を加える。第6号農業者年金に関するものを加えます。現行は第7号で終わっていたものを、第6号と第7号を一つ後ろにずらしてそれぞれ第7号と第8号とし、第5号の後に第6号として農業者年金に関するものを加えるものです。</p> <p>提案説明にあるように、農業者年金に関する業務について、事務分掌を明確にしたいので本案を提出するものであります。</p> <p>説明については以上であります。よろしく申し上げます。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p> |
| 事務局 | <p>特にございません。</p> |
| 議長 | <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号、熊谷市農業委員会処務規程の一部を改正する告示について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第6号、熊谷市における農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の下限面積についてを廃止する公告についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案第6号、熊谷市における農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の下限面積についてを廃止する公告について御説明いたします。</p> <p>平成22年公告において定められた利用集積における下限面積についてを廃止するものです。</p> <p>これにつきましては、令和5年4月1日に施行される改正農地法において、農地の取得に関する下限面積が撤廃されることから、整合性の観点から貸借について下限面積についても廃止するものでございます。</p> <p>議案書資料にある公告の名称「熊谷市における農業経営基盤</p> |

| | |
|--------|--|
| | <p>強化促進法に基づく利用集積の下限面積について」と別紙の名称「熊谷市の農地利用に係る下限面積について」に相違があることについては平成22年当時の原本ですので御了解いただきたいと思います。</p> <p>施行日については、改正農地法が施行される4月1日をもって廃止ということで提案を申し上げたいと思います。</p> <p>説明については以上であります。よろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p> |
| 事務局 | <p>特にございませぬ。</p> |
| 議長 | <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑意見等ございませぬか。</p> |
| 夏目職務代理 | <p>一点確認ですが、新規就農の場合、2年の解釈もなくなってしまうのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>そのとおりです。</p> |
| 議長 | <p>他に、質疑、意見等ございませぬか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 議長 | <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第6号、熊谷市における農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積の下限面積についてを廃止する公告について、本案に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 多数)</p> |
| 議長 | <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済の事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> |
| 事務局次長 | <p>木部会長、ありがとうございました。</p> <p>次に、その他に移らせていただきます。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>【埼玉県大里農林振興センター及び農業振興課から新規就農、担い手育成塾及び第三者経営移譲についての案内、事務局から農地利用意向調査結果報告、人・農地プランから地域計画に変更することに関する概要説明及び111運動に係る提出依頼を行う。】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p> |
| 事務局次長 | <p>それでは最後に閉会を夏目職務代理にお願いいたします。</p> |
| 夏目職務代理 | <p>(閉会のあいさつ)</p> |
| 事務局次長 | <p>ありがとうございました。</p> |

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主幹兼農地係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
長谷川 幸弘
樋口 祥平
贄田 敦嗣

令和5年2月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 木 村 進 _____

署名委員 森 田 豊 _____